

傭船契約の補償状発動条項（LOI invocation clause）を入念に作成することで、後々の混乱を回避できます

こちらは、英文記事「[Careful drafting of LOI invocation clauses in charterparties avoids later surprises](#)」
（2020年11月19日付）の和訳です。



補償状（LOI）は、印刷・署名せずとも有効に当事者を拘束することができます。取引によっては、傭船者がEメールでLOIを発動できることとする条項を傭船契約に含めることが一般的になっています。こうすることで時間と事務処理の手間を省くことができますが、こういった条項やそれに基づくLOIの発動については、相応の配慮と注意が必要です。

補償状（LOI）は海運業界において一般的なもので、傭船者が傭船契約の条項が許容していない行為を行いたい場合に、それを円滑に進めるためによく使われます。船主は、それを受け入れた場合に生じる追加のリスク（P&Iカバーが損なわれるリスクを含む）を傭船者がカバーすることに異議がなければ、傭船者の要求を拒むことはないでしょう。最も頻繁に利用されているLOIは、オリジナルB/Lの提示なしに貨物の引き渡しを求めるためのもので、国際P&Iグループ（IG）ではこのLOIに関する推奨雛形を作成しています。

有効な LOI は法的な拘束力を持ち、（一般的には）傭船契約とは完全に別個の契約となります。LOI に基づいて重大な責任が発生する可能性があるため、傭船者も船主もその取り扱いは慎重に行わなければなりません。B/L の提示なしに貨物を引き渡したことに伴うクレームは P&I カバーの対象外となるため、後で誤った引渡についてクレームを受けた場合には、船主は LOI をたよりに求償をすることとなります。

傭船者からの LOI は多くの場合、公式のレターヘッドの付いた紙に印刷され、権限が与えられた代理人が署名をして差し入れられます。ただ、全ての LOI が印刷・署名されるわけではなく、取引によっては、傭船契約の条項（例：Shelltime4 書式の第 13 条(b)を参照）に摂取されている、合意済みの具体的な LOI の文言を傭船者が発動する形で LOI を発行することが一般的です。

発動条項に基づく LOI は、印刷・署名された LOI とまったく同等の効力を持つため、両当事者の時間と事務処理の手間を省けるという利点があります。ただ、常に想像するほどに簡単にいくわけではありません。LOI 発動条項を作成するときも、実際に LOI を発動するときも、船主と傭船者が考慮すべきポイントがいくつもあります。

傭船契約の LOI 発動条項の作成について

- **LOI の発動により要求できることは何か。** 要求内容として最も多いのは、オリジナル B/L の提示なしでの貨物引き渡し、または B/L に記載されていない港での貨物引き渡しですが、その他にも貨物を複数に分けての引き渡し（スプリット）などが求められることがあります。LOI 発動条項は、LOI の文言による契約と引き換えに船主が（LOI に沿った内容の）要求に従うことに同意するものですので、内容を明確にしておく必要があります。
- **LOI の文言を必ず明確にしておく。** 最大限明確にするため、LOI には、条項そのものの形であれ、別紙の形であれ、合意事項の全文を規定しておくのが最善の策です。国際 P&I グループの LOI 推奨雛形や「船主の P&I クラブの文言」による、と定める方法もあります。国際 P&I グループでは、オリジナル B/L の提示なしでの貨物引き渡しと、B/L に記載されていない港での貨物引き渡しに関する LOI の雛形は提供していますが、B/L のスプリットやスイッチといったその他の対応に関する雛形は提供していません。そのため、LOI 発動条項で上記 2 つの雛形以外の状況にも幅広く対応しようとする場合は、この雛形に修正を加える必要があります。また、その LOI の文言が要求の性質に適しているかも確認しましょう。
- **傭船者が LOI を発動できるタイミングに明示的な制限を加えるべきかを考える。** 合理的な理由がある場合に、船主は LOI の発動要求を拒否できる明確な権利を持つこととしておくべきでしょうか。傭船者の信頼度が大きく下がるような出来事があった場合や、傭船者の要求に関して既に係争が起こっている場合などがこれに当てはまる場合があります。
- **LOI を発動する際に傭船者が踏むべき手順を考える。** LOI の条項によっては、LOI 発動時に LOI の何条に基づくかを言及するよう傭船者に具体的に求めているものもあります。言及が正しく行われれば確実性が高まりますが、何らかの理由でこの要件が見落とされてしまうと

後で問題になるおそれがあります。そのため、傭船者が LOI を発動するための要件が定められている場合は、船主が、それらの要件の遵守を求める権利を放棄できる権利を具体的に規定することを検討しましょう。

- **LOI を発動する際に提示すべき情報は何か。**通常、LOI には印刷・署名する前に記入しなければならない空欄がいくつかありますが、LOI を発動する際に傭船者はどの項目を記入すべきでしょうか。そのとき従事している航海からすぐに記入できる情報もあるかもしれませんが、いつもそうとは限りません。
- **LOI が発行されたときみなされるのはいつか。**通常は、傭船者が船主に要求を出したときに発行されたときみなされますが、条項に別の条件が定められている場合もあるため、明確な記載があるか確認しましょう。
- **署名入りの正式な LOI をいつ発行すべきか。**発行の必要がないと判断される場合もありますが、後日、時間に多少余裕ができたときに署名入りの正式な LOI を発行するよう船主が求める場合もあります。
- **傭船契約の他の条項は LOI の文言に影響を与えるのか。**通常、LOI は別の契約と見なされ、LOI 自体の条件に基づいて扱われますが、その文言を傭船契約の他の条項と関連づけて解釈すべきだという主張がなされることもあります。

合意済みの条項に基づいて LOI が発動される場面でのチェック事項

- **発動通知が LOI の条項に従っているか。**LOI 発動条項が、LOI を発動する側の当事者に、発動の通知に特定の情報を含むことを義務付けている場合は、その情報が提示されているかを確認しましょう。例えば、「発動通知で第何条の発動条項によるか言及するよう定められている場合にそれが行われているか」、「発動条項により発行されたときみなされる LOI に記入されるべき必要な詳細情報はすべて提示されているか」、「要求された作業は発動条項でカバーされているか」、といったことです。
- **要求内容は十分明確になっているか。**傭船者は貨物の引き渡し先として希望する者のフルネームを伝えているでしょうか。LOI の条件を限定しようとする要求ではないでしょうか。不明な点がある場合は、詳細を確認してから進めましょう。
- **LOI の条項を遵守するためにすべきことは何か。**これは非常に重要なポイントで、これを実行できないと、船主は LOI の効果を楽しむことができなくなってしまいます。ある特定の者に貨物を引き渡すことが求められている場合は、引き取りに来た人物が本当にその指定された者かを確認しましょう。不明な点がある場合は、確認してから進めましょう。
- **船主は LOI の条項を遵守したことの証拠を保持しておくべきか。**LOI に基づくクレームが起こることは比較的少ないですが、船主によっては、通常の対応として、後で必要になったときのために、貨物を引き取りに来た者に関する一定の情報を記録しておくこともあります。
- **LOI を差し入れた側は記録を残しているか。**LOI は保証状と同様のものとみなされ、とても大きなリスクにさらされる状況につながる可能性があります。そのため、LOI を差し入れた

- 側（受け取った側も）は、LOIの発行日や、それが解除・無効になった日を記録に残しておきたいと考えるでしょう。その場合には、法的にはまったく同じ効力であるとしても、発動条項に基づくLOIが、印刷された署名入りの正式なLOIとは別の方法で管理され、同じ形で記録されないことによるリスクがあります。
- **発動条項は back to back か。** 傭船チェーンに組み込まれている傭船者にとっては、発動条項に基づくLOIが back to back であるかを把握することはより困難になるかもしれません。発動条項に基づくLOIの文言が仮に back to back であったとしても、発動の方法はそうでない場合があります、さらなる係争を引き起こすおそれがあります。

お伝えしておきたいのは、LOIは、当事者をヘグ・ヴィスビー・ルールやそれに基づく防衛手段の枠外に置く行為について、P&Iカバーの代わりの役割を果たすことが多いということです。そのため、LOIが必要な場合には、有効かつ拘束力を持つものとするのが極めて重要です。発動条項に基づくLOIは効果的な方法であり、印刷・署名したLOIとまったく変わらない効力・拘束力を持ちます。ただ、発動の過程で厄介な問題が生じることがあるため、発動手順に関する条項の作成には十分な注意を払う必要があります。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gardは本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。